

**令和4・5年度 別杵速見地域広域市町村圏事務組合
競争入札（見積）の参加資格申請について
【物品等】**

令和4・5年度において、別杵速見地域広域市町村圏事務組合が発注する物品等業務契約の競争入札（見積）に参加を希望する方は、下記の要領により申請書類を提出してください。

※ 令和4年度の申請分から、申請書等の**押印が不要**となりました。
ただし、**「競争入札（見積）参加資格申請書」の使用印鑑欄、委任状**は除く。

1 資格審査を申請できる者

- (1) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項に行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有する者であること。
- (3) 入札に参加しようとする年の1月1日（令和4年1月1日現在）において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること。
- (4) 市（町）税並びに消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (5) 営業者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

2 資格の有効期限

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）

3 提出期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）必着（必着）

午前8時30分 ～ 午後5時（午後0時15分 ～ 午後1時を除く）

※土・日・祝日にご来庁の際は、宿直室（別府市役所1階）へ提出してください。

※期限後の申請は、受付できませんのでご注意ください。

4 提出方法

持参又は郵送（2月28日（月）必着）

※郵送の場合は、受付書返送用として、84円切手を貼付した返信用封筒（長3封筒、宛名明記）1通を必ず同封してください。

5 提出先

持参：別府市役所4階 別杵速見地域広域市町村圏事務組合 事務局

郵送：〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局 総務係（別府市役所4階）

6 提出書類

提出書類一覧を確認の上、記入例を参照して作成してください。

※書類を提出する際はクリアファイル等に入れて提出してください。

※市（町）税納税（完納）証明書（圏域内業者又は圏域内に支店等がある業者）は、**令和4年2月1日以降に発行されたもの**を提出してください。

提出書類

※○印…必ず提出する書類、△印…該当者のみ提出する書類

	書類の名称	提出 要否	備考
1	競争入札（見積）参加資格申請書受付書 [別表2]	○ 2部	申請者確認欄で申請書類を照合して提出
2	競争入札（見積）参加資格申請書 [様式第1号]	○	
3	経営概要書 [様式第3号その1・2・3]	○	営業種目分類表を参照して記入
4	誓約書 [様式第5号]	○	
5	代表者身元証明書	○	<p>【法人】法務局発行の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【個人】代表者の本籍地の市町村長発行の代表者身元証明書</p> <p><u>・申請日から3ヵ月以内に発行されたもの（写し可）</u></p>
6	印鑑証明書	○	<p>【法人】法務局が発行するもの 【個人】代表者の住所地の市町村長が発行するもの</p> <p><u>・申請日から3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）</u></p>
7	消費税及び地方消費税納税証明書	○	<p>所轄税務署で発行するもの（納税証明書「その3」）</p> <p>【法人】その3の3 【個人】その3の2</p> <p><u>・R4.1.4以降に発行されたもの（写し可）</u> ・非課税業者も（滞納がないことの証明として）必ず提出 ※国税の納税証明書はオンライン請求が可能です。詳しくe-TaxのWebサイトを参照してください。</p>
8	財務諸表等	○	<p>【法人】「損益計算書」及び「貸借対照表」（写し可） ※直近2期分</p> <p>【個人】確定申告書（控えの写し） ※直近2年分</p>
9	委任状 [様式第2号] ※支店、営業所等に委任する場合	△	
10	機械設備等明細書（印刷業者用） [様式第4号その1] ※印刷業者は必ず提出	△	
11	印刷業務内容調書 [別表1] ※印刷業者は必ず提出	△	

12	機械設備等明細書（製造業者用） [様式第4号その2] ※製造業者は必ず提出 （印刷業者は不要）	△	
13	市（町）税納税（完納）証明書 ※圏域内業者又は圏域内に支店等がある業者は提出	△	<u>R4. 2. 1以降に発行されたもの</u> (写し可)
14	資格証明・許認可証 ※申請しようとする業種において法令上、営業等に必要資格書類があれば必ず提出	△	有効期限があるものについては、期限内であること。 (写し可)
15	社屋の写真又はパンフレット ※新規業者は、必ず提出 ※写真は社屋の外観が確認できるものを、パンフレットは営業内容が判断できるものを提出すること	△	新規業者以外は可能な限り提出

7 その他注意事項

- (1) 申請書類の記載事項は、資格審査後に有資格者名簿に登録するため正確に記入してください。申請受付後に申請者の申立てによる業種の変更（補正は除く。）は認めておりません。申請内容を十分に確認した上で申請してください。
- (2) 申請書類に虚偽の事項を記載した場合、資格の制限又は取消しとなるので事実を記載してください。
- (3) 資格審査の結果については、3月下旬頃に郵送します。
- (4) 有資格者としての通知を受けた後に、申請書類の内容に変更が生じた場合は変更届を提出してください。
(任意書式可。ホームページに様式等を掲載しています。)
- (5) 税務署は2月から確定申告のため混み合うことが予想されます。「消費税及び地方消費税納税証明書」は1月中の取得をお勧めします。